

官報

號外 昭和十年二月二十六日

○第六十七回 貴族院議事速記録第十一號

昭和十年二月二十五日(月曜日)午前十時二
十四分開議

議事日程 第十一號

昭和十年二月二十五日

午前十時開議

第一 刑法中改正法律案(衆議院提出)

第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別
委員ノ選舉

第三 借地借家調停法中改正法律案
(衆議院提出)

第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別
委員ノ選舉

第一讀會

第五 度量衡法中改正法律案(衆議院
提出)

第一讀會

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別
委員ノ選舉

第一讀會

第七 東京ニ於テ第十二回國際オリム
(平沼亮三君發議)

第一讀會

第八 第二期林野治水計畫實現促進
關スル請願

會議

第九 森林火災保險國營ノ請願

會議

第十 戰公傷病死者並傷痍軍人ノ遺族
扶助料ニ關スル請願

會議

リ 請願文書表(第五回報告)
去ル二十一日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セ
カ

官報號外

昭和十年二月二十六日

貴族院議事速記録第十一號

議長ノ報告

議員就職ノ件

議員請假ノ件

發言問題ニ付キ辯明ノ件

刑法中改正法律案
借地借家調停法中改正法律案

度量衡法中改正法律案

○美濃部達吉君 律改正ノ請願

去ル二月十九日ノ本會議

東京ニ於テ第十二回國際オリムピック大

會開催ノ件ニ關スル建議案(平沼亮三君
發議)

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

請願委員會特別報告第四號

一昨二十三日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セ

リ

家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案

郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關

スル法律案

リ

家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案

郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關

當デアルト存ジマスルシ、又貴重ナ時
間ヲ斯ウ云フコトニ費シマスルノハ、甚ダ
恐縮ニ存ズルノデアリマス、私ト致シ
マシテモ不愉快至極ノコトニ存ズルノデア
リマスルガ、萬已ムヲ得ザルコト御諒承ヲ
願ヒタイノデアリマス、凡ソ如何ナル學問
ニ致シマシテモ、其學問ヲ專攻シテ居リマス
ル者ノ學說ヲ批判シ、其當否ヲ論ジマスル
ニハ、其批評者自身ガ其學問ニ付テ相當ノ逃
詣ヲ持ツテ居リ、相當ノ批判能力ヲ備ヘテ居
ナケレバナラヌト存ズルノデアリマス、若
シ例ヘバ私ノ如キ法律學ヲ專政シテ居リマ
スル者ガ軍學ニ喙ヲ容レマシテ、軍學者ノ
専門ノ著述ヲ批評スルト云フヤウナコトガ
アルト致シマスナラバ、ソレハ唯物笑ニ終
ルデアラウト存ズルノデアリマス、私ハ菊
池男爵ガ憲法ノ學問ニ付テ、ドレ程ノ御造
詣ガアルノカハ更ニ存ジナイ者デアリマス
ガ、菊池男爵ノ私ノ著書ニ付テ論セラレテ
居リマスル所ヲ速記錄ニ依ツテ拜見イタシ
マスルト、同男爵ガ果シテ私ノ著書ヲ御通
讀ニナツタノデアルカ、假リニ御讀ミニナツタ
ト致シマシテモ、ソレヲ御理解ナサレテ
居ルノデアルカト云フコトヲ深ク疑フ者デ
アリマス、恐ラクハ或他ノ人カラ断片的
ニ、私ノ著書ノ中ノ或片言隻句ヲ示サレ
テ、其前後ノ連絡ヲモ顧ミズ、唯其片言隻
句ダケヲ見テ、ソレヲアラヌ意味ニ誤解サ
レテ、輕々ニ是ハ怪シカラヌト感ゼラレタ
ノデハナカラウカト想像セラレルノデアリ
マス、若シ眞ニ私ノ著書ノ全體ヲ精讀セラ
レ、又正當ニソレヲ理解セラレテ居リマス
ルナラバ、斯ノ如キ批判ヲ加ヘラルベキ理
由ハ斷ジテナイモノト確信イタスノデアリ
マス、菊池男爵ハ私ノ著書ヲ以テ、我ガ國

體ヲ否認シ、君主主權ヲ否定スルモノノ如クニ論ゼラレテ居リマスガ、ソレコソ實ニ同君ガ私ノ著書ヲ讀マレテ居リマセヌカ、又ハ讀ンデモソレヲ理解セラレテ居ラナイ明白ナ證據デアリマス、我ガ憲法上、國家統治ノ大權ガ天皇ニ屬スルト云フコトハ、天下萬民一人トシテ之ヲ疑フベキ者ノアルベキ苦ハナイノデアリマス、憲法ノ上諭ニハ「國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ」ト明言シテアリマス、又憲法第一條ニハ「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」トアリマス、更ニ第四條ニハ、「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」トアルノデアリマシテ、日月ノ如ク明白デアリマス、若シ之ヲシモ否定スル者ガアリマスナラバ、ソレコソ反逆思想デアルト言ハレマシテモ餘儀ナイコトデアリマセウガ、私ノ著書ノ如何ナル場所ニ於キマシテモ、之ヲ否定シテ居ル所ハ決シテナイバカリカ、却テ反対ニソレガ日本憲法ノ最も重要な基本原則デアルコトヲ繰返シ説明シテ居ルノデアリマス、例ヘバ菊池男爵ノ舉ゲラレマシタ憲法精義、十五頁カラ十六頁ノ所ヲ御覽ニナリマスルナラバ、日本ノ憲法ノ基本主義ト題シマシテ、其最モ重要ナ基本主義ハ、日本ノ國體ヲ基礎トシタ君主主權主義デアル、之ニ西洋ノ文明カラ傳ハツタ立憲主義ノ要素ヲ加ヘタノガ日本ルト云フコトヲ述べテ居ルノデアリマス、又ソレハ萬世動カズベカラザルモノデ、日本開闢以來曾テ變動ノナイ、又將來永遠ニ主義ニ加フルニ立憲主義ヲ以テシタノデア

コトヲ言明シテ居ルノデアリマス、他ノ著述デアリマスル憲法撮要ニモ同ジ事ヲ申シテ居ルノデアリマス、菊池男爵ハ御擧ガニナリマセヌデアリマシタガ、私ノ憲法ニ關年ニハ日本憲法第一巻ヲ出版シテ居リマス、更ニ最近昭和九年ニハ日本憲法ノ基本主義ト題スルモノヲ出版イタシテ居リマスルガ、是等ノモノヲ御覽ニナリマシテモ、君主主義ニ最モ貴重ナ、最モ根本的ナ原則デアルト云フコトハ、何レニ於キマシテモ詳細ニ説明イタシテ居ルノデアリマス、唯ソレニ於キマシテ憲法上ノ法理論トシテ問題ニナリマスル點ハ、凡ソ二點ヲ舉ゲルコトガ出來ルノデアリマス、第一點ハ、此天皇ノ統治ノ大權ハ、天皇ノ御一身ニ屬スル権利トシテ觀念セラルベキモノデアルカ、又ハ天皇ガ國ノ元首タル御地位ニ於テ總攬シ給フ權能デアルカト云フ問題デアリマス、一言デ申シマスルナラバ、天皇ノ統治ノ大權ハ法律上ノ觀念ニ於テ權利ト見ルベキデアルカ、權能ト見ルベキデアルカト云フコトニ歸スルノデアリマス、第二點ハ、天皇ノ統治ノ大權ハ絕對ニ無制限ナ萬能ノ權力デアルカ、又ハ憲法ノ條規ニ依ツテ行ハセラレマスル制限アル權能デアルカ、此一點デアリマス、私ノ著書ニ於テ述べテ居リマスル見解ハ、第一ニハ、天皇ノ統治ノ大權ハ、法律上ノ觀念トシテハムス、第二點ハ、天皇ノ統治ノ大權ハ絕對ニ無制限ナ萬能ノ權力デアルカ、又ハ憲法ノソレハ萬能無制限ノ權力デハナク、憲法ノ權利ト見ルベキモノデハナクテ、權能デアルトナルトナスモノデアリマスルシ、又第二ニ、スモノデアリマス、此二ツノ點ガ菊池男爵

其他ノ方ノ御疑ヲ生ジタ主タル原因デアルトニテ、御疑ヲ解クコトニ努メタイト思フ。又アリマス、第一ニ、天皇ノ國家統治ノ大權ハ、法律上ノ觀念トシテ天皇ノ御一身ニ屬スル權利ト見ルベキヤ否ヤト云フ。シテ、御疑ヲ解クコトニ努メタイト思フ。ノデアリマス、第二ニ、天皇ノ國家統治ノ問題デアリマスガ、是ハ法律學ノ初步ヲ學シテ者ノ熟知スル所デアリマスルガ、法律學ニ於テ權利ト申シマスルノハ、利益ト云フコトヲ要素トスル觀念デアリマシテ、自己ノ利益ノ爲ニ……自己ノ目的ノ爲ニ存スル法律上ノ力デナケレバ權利ト云フ觀念ニハ該當シナインデアリマス、或人ガ或權利ヲ持ツト云フコトハ、其力ガ其人自身ノ利益ノ爲ニ、言換レバ其人自身ノ目的ノ爲ニ認メラレテ居ルト云フコトヲ意味スルノデアリマス、即チ權利主體ト云ヘバ利益ノ主體、目的ノ主體ニ外ナラヌノデアリマス、從ツテ國家統治ノ大權ガ天皇ノ御一身上ノ權利デアルト解シマスルナラバ、統治權ノデアリマス、サウ云フ見解ガ果シテ我ガ天皇ノ御一身ノ利益ノ爲メ、御一身ノ尊貴ナル國體ニ適スルデアリマセウカ、我ガ古來ノ歴史ニ於キマシテ如何ナル時代ニ於テモ、天皇ガ御一身御一家ノ爲ニ、御一家ノ利益ノ爲ニ統治ヲ行ハセラレルモノデアルト云フヤウナ思想ノ現ハレヲ見ルコトハ出來マセヌ、天皇ハ我國開闢以來、天ノ下シロシメス大君ト仰ガレ給フノデアリマスガ、天ノ下シロシメスノハ決シテ御一家ノ爲デハナク、全國家ノ爲デアルト云フコトハ、古來常ニ意識セラレテ居タコトデアリマスルシ、歷代ノ天皇ノ大詔ノ中ニモ、其事ヲ明示セラレテ居ルモノガ少クナ

イノデアリマス、日本書紀ニ見エテ居リマス
ル崇神天皇ノ詔ニハ「惟フニ我ガ皇祖、諸
諸ノ天皇ノ宸極ニ光臨シ給ヒシハ豈一身ノ
爲ナラムヤ、蓋シ人神ヲ司牧シテ天下ヲ經綸
スル所以ナリ」トアリマスルシ、仁德天
皇ノ詔ニハ「其レ天ノ君ヲ立ツルハ是レ百
姓ノ爲ナリ、然ラハ則チ君ハ百姓ヲ以テ本
トス」トアリマス、西洋ノ古イ思想ニハ國
王ガ國ヲ支配スルコトヲ以テ、恰モ國王ノ
一家ノ財産ノ如クニ考ヘテ、一個人ガ自分
ノ權利トシテ財產ヲ所有シテ居リマスル如
クニ、國王ハ自分ノ一家ノ財產トシテ國土
國民ヲ領有シ支配シテ、之ヲ子孫ニ傳ヘル
モノデアルトシテ居ツタ時代ガアルノデア
リマス、普通ニ斯ノ如キ思想ヲ家產國思想、
「パトリモニアル・セオリイ」家產說、家ノ
財產デアリマス、家產說ト申シテ居リマス、
國家ヲ以テ國王ノ一家ノ財產ノ如クニ看做
スノデアリマス、サウ云フ思想カラ申シマ
スナラバ、統治權ハ國王ノ一身一家ニ屬スル
權利デアルト云フコトニ歸スルノデアリマス、斯ノ
如キ西洋中世ノ思想ハ、日本ノ古來ノ歴史ニ
於テ曾テ現ヘレナカッタ思想デアリマシテ、固ヨ
リ我ガ國體ノ容認スル所デハナイノデアリマス、
伊藤公ノ憲法義解ノ第一條ノ註ニハ「統治
ハ大位ニ居リ大權ヲ統ヘテ國土及臣民ヲ治
ムルナリ」、中略「蓋祖宗其天職ヲ重ンシ、君
主ノ德ハ八洲臣民ヲ統治スルニ在ツテ一人
一家ニ享奉スルノ私事ニアラサルコトヲ示
サレタリ、是レ即チ憲法ノ依テ以テ基礎ヲ爲
ス所ナリ」トアリマスノモ、是モ同ジ趣意ヲ
示シテ居ルノデアリマシテ、統治ガ決シテ
天皇ノ御一身ノ爲ニ存スル力デハナク、從
テ法律上ノ觀念ト致シマシテ、天皇ノ御一

ヲ示シテ居ルノデアリマス、古事記ニハ、天照大神ガ出雲ノ大國主命ニ間ハセラレマシタ言葉ト致シマシテ、「汝カウシハケル葦原ノ中ツ國ハ我カ御子ノシラサム國」、云々トアリマシテ、「ウシハク」ト云フ言葉ト、シラス」ト云フ言葉ト書キ別ケテアリマス、或國學者ノ說ニ依リマスト、「ウシハク」ト云ノフノハ私領ト云フ意味デ、即チ自分ノ一身一家ノ爲メ土地人民ヲ自分ノモノトシテ私領スルコトヲ意味シ、「シラス」ハ統治ノ意味デ、即チ天下ノ爲ニ土地人民ヲ統べメルコトヲ意味スルト云フコトヲ唱ヘテ居ル人ガアリマス、此說ガ正シイカドウカドシ私ハ能ク承知シナインデアリマスガ、若シ假リニソレガ正當デアルト致シマスルナラバ、天皇ノ御一身上ノ權利トシテ統治構ヲ保有シ給フモノト解シマスルノハ、即チ天皇ハ國ヲ「シラシ」給フノデハナクシテ、國ヲ「ウシハク」モノトスルニ歸スルノデアリマス、ソレガ我ガ國體ニ適スル所以デナリコトハ明白デアラウト思ヒマス、統治権ハ、天皇ノ御一身ノ爲ニ存スル力デハナク、從テ天皇ノ御一身ニ屬スル私ノ權利ト見ルベキデアリマセウカ、前ニモ申シマスル通り権利ノ主體ハ即チ目的ノ主體デアリマスカラ、統治ノ権利主體ト申セバ即チ統治ノ目的ノ主體ト云フコトニ外ナラヌノデアリマス、而シテ天皇ガ天ノ下シロシメシマスルノハ天下國家ノ爲デアリ、其目的ノ歸屬スル所ハ永遠恒久ノ團體タル國家ニ外ナラヌノデアリマスルカラ、我ミハ統治ノ権利主體ハ國體トシテノ國家デアルト觀念イタルシマシテ、天皇ハ國ノ元首トシテ、言換レバ

國ノ最高機關トシテ此國家ノ一切ノ權利ヲ總攬シ給ヒ、國家ノ一切ノ活動ハ立法モ行
政モ司法モ總テ、天皇ニ其最高ノ源ヲ發スルモノト觀念スルノデアリマス、是ガ所謂
機關說ノ生ズル所以デアリマス、所謂機關說ト申シマスルノハ、國家ソレ自身ヲ一ツ
ノ生命アリ、ソレ自身ニ目的ヲ有スル極タリ
機關說ノ生ズル所以デアリマス、所謂機關說ト申シマスルノハ、國家ソレ自身ヲ一ツ
ノ生命アリ、ソレ自身ニ目的ヲ有スル極タリ
此法人タル國家ノ元首タル地位ニ在マン、
國家ヲ代表シテ國家ノ一切ノ權利ヲ總攬シ給ヒ、天皇ガ憲法ニ從ツテ行ハセラレマスル
行爲ガ、即チ國家ノ行爲タル效力ヲ生ズルト云フコトヲ言ヒ現ハスモノデアリマス、
國家ヲ法人ト見ルト云フコトハ、勿論憲法ノ明文ニハ掲ゲテナインデアリマスルガ、
是ハ憲法ガ、法律學ノ教科書デハナイト云フコトカラ生ズル當然ノ事柄デアリマス、が
併シ憲法ノ條文ノ中ニハ、國家ヲ法人ト見ルナケレバ説明スルコトノ出來ナイ規定ハ少
ナカラズ見エテ居ルノデアリマス、憲法ハ其表題ニ於テ既ニ大日本帝國憲法トアリマ
シテ、即チ國家ノ憲法デアルコトヲ明示シテ居リマスノミナラズ、第五十五條及第五
十六條ニハ「國務」ト云フ言葉が用キラレシテ、即チ國家ノ憲法デアルコトヲ明示シ
テ居リマスノミナラズ、第六十六條ニハ「國債」及「國庫」トアリマスルシ、第六十四條及第七十二條ニハ「國家」ト云フ言葉が見エテ居リマス、又第六十六條ニハ、國庫カラ皇室經費ヲ支出スベキ義務ノアルコトヲ認メテ居リマス、總テ是等ノ文字ハ國家自身ガ公債ヲ有シ、歲出歲入ヲナシ、自己ノ財產ヲ有シ、
皇室經費ヲ支出スル主體デアルコトヲ明示

シテ居ルモノデアリマス、即チ國家ソレ自
シ得ナイ所デアリマス、到底説明
國有財産ト云ヒ、國際條約ト云フヤウナ言
葉ハ、法律上普ク公認セラレテ居リマスル
ガ、ソレハ國家ソレ自身ガ租稅ヲ課シ、財
產ヲ所有シ、條約ヲ結ブモノデアルコトヲ
示シテ居ルモノデアルコトハ申ス迄モナイ
ノデアリマス、即チ國家ソレ自身ガ一ツノ
法人デアリ、權利主體デアルコトハ、我ガ
憲法及法律ノ公認スル所デアルト言ヘネバ
ナラナイノデアリマス、併シ法人ト申シマ
スルト一ノ團體デアリ、無形人デアリマス
ルカラ、其權利ヲ行ヒマスル爲ニハ、必ズ
法人ヲ代表スル者ガアリ、其者ノ行爲ガ法
律上法人ノ行爲タル效力ヲ有スル者ガナケ
レバナラヌノデアリマシテ、斯ノ如キ法人
ヲ代表シテ法人ノ權利ヲ行フ者ヲ、法律學
上ノ觀念トシテ法人ノ機關ト申スノデアリ
マス、率然トシテ天皇ガ國家ノ機關タル地
位ニ在マスト云フヤウナコトヲ申シマスル
ト、法律學ノ知識ノナイ者ハ、或ハ不穩ノ
言ヲ吐クモノト感ズル者ガアルカモ知レマ
セヌガ、其意味スル所ハ天皇ハ御一身、御
一家ノ權利トシテ統治權ヲ保有シ給フノデ
ハナク、ソレハ國家ノ公事デアリ、天皇
ハ御一身ヲ以テ國家ヲ體現シ給ヒ、國家ノ
總テノ活動ハ、天皇ニ其最高ノ源ヲ發シ、
天皇ノ行爲ガ天皇ノ御一身上ノ私ノ行爲
トシテデハナク、國家ノ行爲トシテ效力ヲ
生ズルコトヲ言ヒ現スモノデアリマス、例
ヘバ憲法ハ明治天皇ノ欽定ニ係カルモノデ
アリマスガ、明治天皇御一個、御一人ノ著
作物デハナク、其名稱ニ依ッテモ示サレテ居
リマスル通り、大日本帝國ノ憲法デアリ、

國家ノ憲法トシテ永久ニ效力ヲ有スルモノ
シテ居リマスル通り、天皇ノ締結シ給フ所
シマシテ、統治權ハ天皇ノ御一身ニ屬ス
ル權利デアルトシマスルナラバ、其統治權
ニ基イテ賦課セラマスル租稅ハ國稅デハ
ナク、天皇ノ御一身ニ屬スル收入トナラ
ネバナリマセヌシ、天皇ノ締結シ給フ條
約ハ國際條約デハナクシテ、天皇御一人
トシテノ契約トナラネバナラヌノデアリマ
ス、其外國債ト云ヒ、國有財產ト云ヒ、國
家ノ歲出歲入ト云ヒ、若シ統治權ガ國
家ニ屬スル權利デアルコトヲ否定シマ
スルナラバ、如何ニシテ之ヲ説明スル
コトガ出來ルデアリマセウカ、勿論統
治權ガ國家ニ屬スル權利デアルト申シ
マシテモ、ソレハ決シテ天皇ガ統治ノ大權
ヲ有セラルコトヲ否定スル趣意デハナイ
コトハ申ス迄モアリマセヌ、國家ノ一切ノ
統治權ハ天皇ガ之ヲ總攬シ給フコトハ憲法
ノ明言シテ居ル所デアリマス、私ノ主張シ
マスル所ハ唯天皇ノ大權ハ天皇ノ御一身ニ
屬スル私ノ權利デハナク、天皇ガ國家ノ元
首トシテ行ハセラル權能デアリ、國家ノ
統治權ヲ活動セシムル力、即チ統治ノ總テ
ノ權能ガ天皇ニ其最高ノ源ヲ發スルモノデ
アルト云フニアルノデアリマス、ソレガ我
ガ國體ニ反スルモノデナイコトハ勿論、最
モ良ク我ガ國體ニ適スル所以デアラウト固
限ナル權力デアルヤ否ヤ、此點ニ付キマシ
ク信ジテ疑ハナイノデアリマス、第二點ニ
ガ國體ニ反スルモノデナイコトハ勿論、最

テモ我が國體ヲ論ジマスル者ハ、動モスレバ絶對無制限ナル萬能ノ權力ガ天皇ニ屬シテ居ルコトガ我國體ノ存スル所デアルトアルト信ジテ居ル者デアリマス、君主ガ萬能ノ權力ヲ有スルト云フヤウナノハ、是ハ純然タル西洋ノ思想デアル、「ローマ」法ヤ、十七八世紀ノ「フランス」ナドノ思想デアリマシテ、我ガ歴史上ニ於キマシテハ、如何ナル時代ニ於テモ、天皇ガ無制限ナル萬能ノ權力ヲ以テ臣民ニ命令シ給フト云フヤウナコトハ曾テ無カツタコトデアリマス、天ノ下シロシメスト云フコトハ、決シテ無限ノ權力ヲ行ハセラレルト云フ意味デハアリマセヌ、憲法ノ上諭ノ中ニハ「朕ガ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ」云々ト仰セラレテ居リマス、即チ歷代天皇ノ臣民ニ對スル關係ヲ、「惠撫慈養」ト云フ言葉ヲ以テ御示シニナッテ居ルノデアリマス、ソレハ無制限ナル權力ヲ振廻ハスト云フヤウナ思想トハ全ク正反對デアリマス、況ヤ憲法第四條ニハ「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」ト明言サレテ居リマス、又憲法ノ上諭ノ中ニラレテ居リマシテ、天皇ノ統治ノ大權ガ、憲法ノ規定ニ從ツテ行ハセラレナケレバナラナイモノデアルト云フコトハ明々白々疑循ヒ之ヲ行フコトヲ憲ラサルヘシ」と仰セラレテ居リマシテ、天皇ノ統治ノ大權ガ、ノ帝國議會ニ對スル關係ニ於キマシテモ、亦憲法ノ條規ニ從ツテ行ハセラルベキコトハ申ス迄モアリマセヌ、菊池男爵ハ恰モ私

トガ出來ルコトニナルト云フヤウナ議論ヲ
ニ論ゼラレマシテ、若シサウトスレバ解散
セラレテ居ルノデアリマスルガ、ソレモ同
君ガ曾テ私ノ書物ヲ通讀セラレナイカ、又
ハ讀ンデモ之ヲ理解セラレナイ明白ナ證據
ニ規定シテ居ル所デアリマシテ、又私ノ書
物ノ中ニモ縷々説明シテ居ル所デアリマ
ス、私ノ申シテ居リマスルノハ唯是等
憲法又ハ法律ニ定ツテ居リマスル事柄ヲ
除イテ、ソレ以外ニ於テ即チ憲法ノ條規
ニ基カナイデ、天皇ガ議會ニ命令シ給フ
コトハナイト言ツテ居ルノデアリマス、議
會ガ原則トシテ天皇ノ命令ニ服スルモノ
デナイト言ツテ居リマスルノハ其意味デ
アリマシテ、「原則トシテ」ト申スノヘ、特
別ノ定メアルモノヲ除イテト云フ意味デア
急命令其他ヲ承諾シ又ハ上奏及建議ヲ爲シ、
質問ニ依ツテ政府ノ辯明ヲ求ムルノヘ、何レ
モ議會ノ自己ノ獨立ノ意見ニ依ツテ爲スモ
ノデアッテ、勅命ヲ奉ジテ、勅命ニ從ツテ之
ヲ爲スモノデハナイト言フノデアリマス、
一例ヲ立法ノ協賛ニ取リマスルナラバ、法
律案ハ或ハ政府カラ提出セラレ、或ハ議院
カラ提出スルモノモアリマスルガ、議院提
出案ニ付キマシテハ固ヨリ君命ヲ奉ジテ協
賛スルモノデナイトハ言フ迄モナイコト
デアリマス、政府提出案ニ付キマシテモ、

議會ハ自己ノ獨立ノ意見ニ依テ之ヲ可決スルト否決スルトノ自由ヲ持ツテ居ルコトハ、誰モ疑ハナイ所デアラウト思ヒマス、シ又ハ否決スル自由ガナイト思ヒマス、ノ若シ議會ガ陛下ノ命令ヲ受ケテ、其命令ノ決スル自由ガナイト致シマスレバ、ソレハ協賛トハ言ヘレ得ナイモノデアリ、議會制度設置ノ目的ハ全ク失ハレテシマフ外ハナイノデアリマス、ソレデアルカラコソ憲法第六十六條ニハ、皇室經費ニ付キマシテ特ニ議會ノ協賛ヲ要セズト明言セラレテ居ルノデアリマス、ソレトモ菊池男爵ハ議會ニ於テ政府提出ノ法律案ヲ否決シ、其協賛ヲ拒ンダ場合ニハ、議會ハ違勅ノ責ヲ負ハナケレバナラヌモノト考ヘテオイデナノデアリマセウカ、上奏、建議、質問等ニ至リマシテハ、君命ニ從ツテ之ヲ爲スモノデナイコトハ固ヨリ言フ迄モアリマセヌ、菊池男爵ハ其御演説ノ中ニ、陛下ノ御信任ニ依ツテ大臣輔弼ノ重責ニ當ツテ居ラレマスル國務大臣ニ對シテ、現内閣ハ儀表タルニ足ラナイ内閣デアルト判決ヲ下スヨリ外ハナイト言ハレマスルシ、又陛下ノ至高顧問府タル樞密院議長ニ對シテモ、極端ナ惡言ヲ放タレテ居リマス、ソレハ畏クモ陛下ノ御任命ガ其行フモノトシマスルナラバ、陛下ノ御信任遊ノデアリマス、若シ議會ノ獨立性ヲ否定イタシマシテ、議會ハ一ニ勅命ニ從ツテ其權能ヲ人ヲ得テ居ラナイト云フコトニ外ナラナイバサレテ居リマスル是等ノ重臣ニ對シ、如何ニシテ斯ノ如キ非難ノ言ヲ吐クコトガ許サレ得ルデアリマセウカ、ソレハ議會ノ獨立性ヲ前提トシテノミ説明シ得ラル所デアリマス、或ハ又私ガ、議會ハ國民代表ノ

機關デアッテ、天皇ノ機関デハナク、天皇カ
ラ權限ヲ與ヘラレタモノデハナイト言ツテ
居ルノニ對シテ、甚シイ非難ヲ加ヘテ居ル
者モアリマス、併シ議會ガ天皇ノ御任命ニ
係ル官府デハナク、國民代表ノ機關トシテ
設ケラレテ居ルコトハ一般ニ疑ハレナイ所
デアリ、ソレガ議會ガ、舊制度ノ元老院ヤ
今日ノ樞密院ト、法律上ノ地位ヲ異ニスル
所以デアリマス、元老院ヤ樞密院ハ、天皇
ノ官吏カラ成立ツテ居ルモノデ、元老院議官
ト云ヒ、樞密顧問官ト云フノデアリマシテ、
官ト云フ文字ハ天皇ノ機關タルコトヲ示
ス文字デアリマス、天皇ガ之ヲ御任命遊バ
サレマスルノハ、即チソレニ其權限ヲ授與
セラル行爲デアリマス、帝國議會ヲ構成
シマスルモノハ之ニ反シテ、議員ト申シテ
議官トハ申シマセヌ、ソレハ天皇ノ機關ト
シテ設ケラレテ居ルモノデナイン證據デアリ
マス、再ビ憲法義解ヲ引用イタシマスルト、
第三十三條ノ註ニハ「貴族院ハ貴紳ヲ集メ
衆議院ハ庶民ニ選フ兩院合同シテ一ノ帝國
議會ヲ成立シ以テ全國ノ公議ヲ代表ス」ト
アリマシテ、即チ全國ノ公議ヲ代表スル爲
ニ設ケラレテ居ルモノデアルコトハ憲法義
解ニ於テモ明ニ認メテ居ル所デアリマス、ソ
レガ元老院ヤ樞密院ノヤウナ天皇ノ機關
ト區別セラレネバナラヌコトハ明白デアラ
ウト思ヒマス、以上述ベマシタコトハ憲法
學ニ於テ極メテ平凡ナ真理デアリマシテ、
學者ノ普通ニ認メテ居ル所デアリ、又近頃
ニ至ツテ初メテ私ノ唱ヘ出シタモノデハナ
ク、三十年來既ニ主張シ來タモノデアリマ
ス、今ニ至ツテ斯ノ如キ非難ガ本議場ニ現
レルト云フヤウナコトハ、私ノ思モ依ラナ

カッタ所デアリマス、今日此席上ニ於テ斯ノ
如キ憲法ノ講釋メイタコトヲ申シマスノハ
甚ダ恐縮デアリマスガ、是モ萬已ムヲ得ナ
イモノト御諒察ヲ願ヒマス、私切ニ希望
イタシマスルノハ、若シ私ノ學說ニ付テ批
評セラレマスルナラバ、處々カラ拾ヒ集メ
タ斷片的ナ片言隻句ヲ捉ヘテ、徒ラニ譏誣
中傷ノ言ヲ放タレルノデハナク、眞ニ私ノ
著書ノ全體ヲ通讀シテ、前後ノ脈絡ヲ明カ
ニシ、眞ノ意味ヲ理解シテ然ル後ニ批評セラ
レクイコトデアリマス、之ヲ以テ辯明ノ辭
ト致シマス(拍手)-----
○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ日程ニ移
リマス、日程第一、刑法中改正法律案、衆
議院提出、第一讀會-----
(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノタ
メ茲ニ摘錄ス以下之ニ倣フ)
刑法中改正法律案
右本院提出案及送付候也
昭和十年二月二十一日
貴族院議長公爵近衛文麿殿
衆議院議長濱田國松
○議長(公爵近衛文麿君) 別ニ御質疑ガナ
ケレバ、日程第二、本案ノ審査ヲ付託スベ
キ特別委員ノ選舉トキ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルコ
ト發覺シタルトキ
○議長(公爵近衛文麿君) 別ニ御質疑ガナ
ケレバ、日程第二、本案ノ審査ヲ付託スベ
キ特別委員ノ選舉トナリマシタ
○子爵池田政時君 只今議題トナリマシタ
特別委員ノ選舉ノ件ニ付キマシテハ、本會
期中特別ノ場合ヲ除キ、其數ヲ九名トシ、
其選舉ヲ總テ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出
イタシマス
○子爵植村家治君 贊成
○議長(公爵近衛文麿君) 池田子爵ノ動議
ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
(起立者多數)
一 前ニ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル
コトナキ者

コトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行
ノ免除ヲ得タル日ヨリ五年以内ニ罰
金以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ
者-----
第二十六條中「刑ノ執行猶豫」ヲ「懲役又
ハ禁錮ノ執行猶豫」ニ、「前條第二號」ヲ「第
二十五條第二號」ニ改ム
第二十六條ノ二 左ニ記載シタル場合ニ
於テハ罰金ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス
可シ
一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ罰金以
上ノ刑ニ處セラレタルトキ
二 猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ
三 第二十五條ノ二第二號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルコ
ト發覺シタルトキ
○議長(公爵近衛文麿君) 別ニ御質疑ガナ
ケレバ、日程第二、本案ノ審査ヲ付託スベ
キ特別委員ノ選舉トナリマシタ
○子爵池田政時君 只今議題トナリマシタ
特別委員ノ選舉ノ件ニ付キマシテハ、本會
期中特別ノ場合ヲ除キ、其數ヲ九名トシ、
其選舉ヲ總テ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出
トナリマシタ
○議長(公爵近衛文麿君) 過半數ト認メマ
ス、特別委員ノ氏名ヲ書記官ラシテ朗讀イ
タサセマス

刑法中改正法律案特別委員
公爵山縣有道君子爵濱尾四郎君
木場貞長君仁井田益太郎君
男爵本田政樹君男爵徳川喜翰君
山隈康君金岡又左衛門君
大西虎之介君
○議長(公爵近衛文麿君) 日程第三、借地
借地借家調停法中改正法律案
借家調停法中改正法律案、衆議院提出、第
一讀會-----
昭和十年二月二十一日
貴族院議長公爵近衛文麿殿
衆議院議長濱田國松
○議長(公爵近衛文麿君) 借地借家調停法中左ノ通改正ス
第七條當事者及利害關係人ハ自身出頭セシ
シ又ハ辯護士ヲ代理人トシテ出頭セシ
ムルコトヲ要ス
前項ノ代理ニ付テハ民事訴訟法中代理
ニ關スル規定ヲ準用ス
第二十二條中「第七條第一項但書第二
項」ヲ削ル
○議長(公爵近衛文麿君) 御質疑ガナケレ
バ、本案ハ刑法中改正法律案ノ特別委員ニ
付託イタシマス
○議長(公爵近衛文麿君) 日程第五、度量
衡法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會
度量衡法中改正法律案
右本院提出案及送付候也

處ニチヨット註釋ヲ加ヘテ置カナケレバナ
ラヌコトハ、此「メートル」ハ「フランス」ヘ
持ツテ行ツテ、比較シテ見ナケレバナラヌト云
フヤウナコトガ書イテアルヤウデゴザイマ
ス、デアルケレドモ、今日デハ其必要ハナ
イ、光ノ波ノ長サハ原素ニ特有ナルモノデ
アルナラバ、地球上ニ於ケルノミナラズ、他
ノ星ニ於テモ同ジ長サヲ持ツテ居ル、即チ今
日デハ「カドミウム」ノ光ヲ使ヒマシテ、一
「メートル」ノ中ニ一五五三二六四・一ダケ
ノ光波ガアルト云フコトヲ指示サレテアリ
マス、「フランス」デ初メ二回試驗ヲ致シマ
シテ、其後「フランス」カラ最モ離レテ居ル
此日本國デヤッタノモ、殆ド同一ノ結果ニ
ナツテ居リマス、千萬分ノ一位ハ正シク行ク
ノデアル、今日ノ程度デハ其位デゴザイマ
スケレドモ、將來一億分ノーマデハ行ケル
見込ガゴザイマスカラシテ、是ハ左様ナ必
要ハナイノデアリマス、持運ビノ間ニ原器
ガ變化スルト云フコトハナイノデアリマ
ス、唯「キログラム」ノ方ハ「リットル」ノ
水ノ或ル溫度ニ於ケル質量デアルト云フヤ
ウナコトハ、水ナルモノガ甚ダ複雜ナルモ
ノデアル、重イ水ナルモノガ矢張リ入ッテ
居ル、其重イ水ハ分量ガ何處モ同ジト云フ
コトナラバ差支ナイガ、是ハ各所デ違ツテ居
リマスノデ、此定義ニハ從ハレナイ、從テ
是ダケハドウモ比較ノ爲ニ持運バナケレバ
ナラヌヤウナ狀況ニアリマス、「メートル」
法ノ實施ニナリカツテ十年モ經タナイ申
ニ、又此法案ガ提出サレタト云フノハ如何
ニモ殘念ナコトデアル、朝令暮改ト云フ批
出ニナリマシタ度量衡法案ノ中ニ、何ヤラ

私ガ見マシタ所デ、多少此法案ヲ出サシ
ムル一ツノ誘因ガアルヤウニ考ヘルノデア
リマス、例ヘバ「メートル」法ヲ採用シテ居
ル國ノ度量衡法ニアル色ミナ、不可思議ナ
響ガスル名目ガ掲ゲテアリマス、例ヘバ
「アール」デアルトカ、「ヘクタール」、或ヘ
「デシメートル」斯ウ云フモノハ「メートル」
法ヲ實行シテ居ル所デハ滅多ニ使ハナイ所
デアル、「アール」ナドト云フモノハ百平方
「メートル」ト云フコトデ通過シテ居ルノデ
アリマス、之ヲ外國語ニ餘リ慣レナイ人ニ
強ヒルト云フコトハ餘程考物デアル、ソレ
カラ過渡時期ニ於ケル此對照ガ甚ダ不明確
デアル、尺貫ニ慣レテ居ル人ハ、「メートル」
ルト云フト三尺三寸ト謂フケレドモ、チ
ヨット其端數ニナリマスト云フト考ニクイ、
從テ過渡時期ニ於ケル度量衡ヲ、モウ少シ
能ク調和シテ掛ラナケレバナラナカッタノ
デアルマイカト考ヘルノデアリマス、現ニ
「ドイツ」デハ「メートル」法ヲ強制シテカラ
今年デ六十三年ニナリマス、ソレニモ拘ラ
ズ此點ニ於テハ餘程注意ヲ拂ッテ居ルノデ
アリマス、此處ニ「ドイツ」製ノ「メートル」
尺ヲ持ッテ參リマシタガ、是ニハ一方ニ「メー
トル」ガアリ、他ヲ引ックリ返シテ見ルト
昔ノ「ツオル」ガ入ツテ居ルノデアリマス、過
渡時期ニ於テハ矢張リ日本國デモ斯様ナモ
ノヲ御持ヘニナッテ、何時々々マデモ此尺貫
ナドト云フモノハ、啻ニ換算スルノミニラ
ズ實際ニ於テ分カルヤウニシテ戴キタイ、
是ハ此方ヲ見レバ「ツオル」、此方ヲ見レバ
「メートル」ト云フヤウニナッテ居リマシテ、
刻ンダモノヲ置キ、此方ノ方ニ尺ヲ置イ
テ、何時々々マデモ斯様ナ尺度ハ購買者ノ

需要ニ致ジテ御賣リニナルヤウニシタナラバ、一向混同ヲ來サナイノデアル、殊ニ歴史家デアルトカ、建築家デアルトカ、骨董アーリマス、殊ニ近頃聞ク所ニ依レバ、此「ヌートル」法ヲ小學校デ教ヘルニ付テ、女子ガ家庭ニ歸ツテオ母サント始終何カ口論ヲスルト云フヤウナコトガアルガ、若シ左様ナ裁縫ヲ習フ生徒ニ、一方ハ鯨尺、一方ハ「ヌートル尺」ト云フヤウナ、斯様ナ物差ヲ寃ガッテ置イタナラバ、オ母サント話ヲスル時ニ、幾「ミリ・メートル」ト習ツタ、コチラノ方ハ何尺何寸デ御座ル、私ノ聞イテ來タノハ幾「ミリ・メートル」ト云フヤウナ鬪筆ハ何モナインデアル、此ヤサシイコトヲ行ハズシテ、初メカラ「ミリ・メートル」デヤレ、斯ウ云フヤウナ命令的ナ、極メテ不深切ナヤリ方デ、家庭ノ爭論ヲ來スナドト云フガ如キハ、誠ニ嘆ハシイ話デアル、丁度太陽曆方川キラレル時ニ、太陰曆ヲ使ヒツケタ農民ガ非常ニ困ツタ、今日モ太陰曆ノ日附ガ新聞ナドニハ載ツテ居ル、ソレモ十分ニ責義ガアル、又「ファーレンハイト」ノ寒暖計デ色ニ候ノ變化ヲ聞キテ因ル、是モ兩方ニ對照スルヤウニ「ファーレンハイト」ノ目盛リモアルシ、「セルシウス」ノ目盛リモアルカラ、今日デハ一向

如キモ若シ需要者ガアルナラバ、一・六七
斤ト云フノデアルガ、一斤ノ分銅ト、アト
ノ端數ノ六六六ト云フヤウナ分銅ト此ニツ
ヲ置イテ、一斤ハ是ダケデアツタ、此錘リノ
モノガ一斤デアル、「キロ・グラム」ニスルニ
ハ足サナケレバナラヌモノデアル、斯ウ云
フコトハ小學生ニモ教ヘテ置カナケレバナ
ラヌコトデアル、歴史ニ於テ頗ル困ルコト
ガアル、其他ノ點ニ於テモ同様デアリマス、
之ヲ教ヘナイト云フコトハ如何ニモ偏狹ナ
話デアツテ、國民教育トシテ甚ダ宜シクナイ
コトデアル、吾ニ換算率バカリデハ人間ノ
觀念ハナカヽ能ク這入ツテ行カナイモノ
デアリマス、併ナガラ茲ニ私ガ特ニ「メー
トル」法ヲ強調シタイト思ヒマスノハドノ
點ニアルカト云フト、我が國民ハ兵役ニ服
スル義務ヲ持ツテ居ル、尺貫デ小學生徒ヲ教
ヘタ舉句、又「メートル」法デ色ニ距離デア
ルトカ、或ハ自方デアルト云フヤウナコト
ヲ、軍隊ニ入ツテ教ヘルト云フヤウナコト
ハ、是ハ二重ノ手間ガ掛カル、殊ニ小學時
代カラシテ身ニ泌ミ込ンダ事柄ハ能ク納得
シテ居リマスルカラシテ、軍事教育上ニ於
テドウシテモ我ガ國防ノ趣意カラシテ、此
小學教育ニ「メートル」法ヲ十分ニ泌ミ込マ
シテ置クト云フコトハ、國家的必要ノアル
コトト思ヒマス、尤モ軍事上尺貫法ヲ御用
キニナルト云フコトデアルナラバ、是ハ當
然尺貫ヲ御教ヘニナルノガ宜カラウト思ヒ
マスガ、此兵役上ノ事柄ニ於テハ、ドウシ
テモ斯様ナ「メートル」法ノ教育ヲ施サナケ
レバナラヌト考ヘル、女子ニアツテモ世界大
戰ノ歴史ヲ見マスルト、鐵砲彈デアルナリ、
大砲彈デアルナリ、女子ノ努力ト云フモノ

ルハ非常ニ大イナルモノデアリマス、斯様ナガ「メートル」法デ色ミナ訓練ヲ受ケルト云フコトハ、又深イ意味アルコトデアッテ、必シモ鐵砲彈バカリデナク、其他ノ「メートル」法デ制定セラレタ軍事上ノ、女子ノ爲シ得ベキ事柄ニ從事スルニ於テ、幾何ノ助ヶヲ得ルデアラウカ、是ハ實ニ大ナルモノデアルト考ヘル、ソレデ文部大臣ニ伺ヒタイノハ、是ハ尺貫法ヲ用キラレルニシテモ、矢張リ此「メートル」法ヲ御教授ニナルカドウカト云フコトヲ承ツテ置キタイノデアリマス、又陸海軍大臣ニ承リタイコトハ、此「メートル」法制定ノ元ハ、事實國家總動員ノ時、軍事工業上ドウシテモ度量衡ノ統一ヲ必要トスル、ソレニハ矢張リ「メートル」法ガ宜イト云フコトデ、約十年間實行サレタト思ヒマスルガ、ソレヲ今度覆ヘシテ又尺貫ニ戻ルト云フコトニナリマスルト、工業總動員ノ趣旨ヲ覆ヘスヤウナコトニナルガ、如何御考ニナッテ居ルカ、此點モ御聽キ申シタイト思ヒマス、又「メートル」法反對ノ方デ思想上ノ關係ガアリ、「メートル」ハ「フランス」革命ノ時ニ制定セラレタモノデアッテ之ヲ我ガ國民ガ採用スルト云フノハ、思想上惡影響ヲ生ズルト云フ說ヲナス人ガゴザイマスルガ、此度量衡ト愛國心ト相俟ツテ其間ニ深イ關係ガアルモノデアルカ、長イ間「メートル」法ヲ御適用ニナッタ陸軍方面ニ於テハ、兵士ガ「メートル」法ニ依ツテ思想ヲ轉向シタト云フヤウナ例ヲ御持チニナルカ、是モ承リタイト思フノデアリマス、又他國事實昔ノ日本武士ハ南蠻鐵ノ兜ヲ冠シテ、ソレデ日本精神ヲ沒落サシタカト云フコトハ私ハナカラウト思フノデアリマス、又他國

ノ例ヲ取ツテ見マスルト、「ドイツ」ニ於テハ
千八百七十年ニ「フランス」ト戰フシマシタ、
七十二年ニナルト此「メートル」法ヲ勵行シ
タ、敵國ノ度量衡法ヲ「ドイツ」ニ於テハ採
用シタノハ、餘程ノ便宜上カ、或ハ其他ノ
コトニ於テ此「メートル」法ニ良イ所ガナケ
レバ、斯様ニ急速ニ轉換ヲスルコトハナカッ
タト思ヒマス、「ドイツ」ノ「ゲルマニズム」
ノ精神ハ、稍日本精神ニ似寄ツタ所ガアル、
或ハソコニ幾ラカノ違ガアツテ斯様ナコト
ニナリマシタカ、其歴史ハ私ハ存ジマセヌ
ケレドモ、如何ニモ是ハ「メートル」法ノ長
所ヲ採リ、我ガ短所ヲ捨テタト云フ點ニ大
イニ意味ノアルコトデハナイカト思ヒマス、
必シモ敵國ノモノデアルカラシテ是ハ採用
出來ヌ……良イ所ガアレバ矢張リ採ツテ使
フモ日本精神ノ一部分デヤナイカト思フ、
「メートル」法ノ採用アツテ約十年間ニ於テ、
我國ノ精密工業、軍事工業等、非常ナ進歩
ヲ來シタデハナイカ、殆ド歐米ノ摩ス
ルト云フ狀況デアリマス、或モノハソレ以
上ニモナツテ居ルモノガアリマス、是ニモ
「メートル」法ノ適用ト云フコトガ餘程難シ
テ力アルト思ヒマスルガ、又教育ノ力モ大
イニ與ツテ力アルコトト思ヒマス、殊ニ精密
器械ヲ製作上ニ於テハ、「ミリメートル」ノ
千分ノ一ヲ凡ソ限度ト致シテ居ル、將來ニ
於テハモウ一萬分ノ一位ノ精度ヲ利用スル
器械ヲ掩ヘナケレバナラヌカト思ヒマスル
ガ、規格的ノモノニ於テハ斯様ナモノガヤ
サシク出來ルヤウニナラナケレバナラヌ時
代デアリマス、殊ニ先日來色々議論ノアリマス
ガシタ我ガ防空設備ガ足リナイ、成程設備
ガ足リナイ、ドレダケノ金ヲ計上シタカト
云フ御質問ガ峻烈ニアツタヤウニ考ヘマス

ルガ、其防空ノ設備ヲスル迄ノ飛行機ヤ飛行船、ソレヲ拵ヘル方ノ状況ハ、餘リ議論ニ上、ボラナカッタヤウデアリマスルガ、是ハ所謂「ミミットゲーデ」、規格的ノ或モノニ於テハ「ミクロン」、「ミリメートル」ノ千分ノ一程度マデ正シイモノデナケレバ部品トシテ旨クヤレナイモノガアル、ソレ等ノ點ニ於テハ「メートル」法ハ非常ニ便利ナコトガアツテ、「インチ」ニ於テモ「インチ」ヲ捨テテ「メートル」法ヲ使ツテ居ルト云フヤウナコトモ聞キマス、此「ミクロン」程度ノ規格ヲ要スルモノハ、自動車デアルトカ、飛行機ノ「エンヂン」其他澤山アリマシテ、此「ゲーデ」ヲ十分ニ拵ヘ、標準尺ヲ拵ヘルコトガ、我國ノ手先ノ器用ナル職工達ニ於テハ最モ適シタル仕事デアル、又此方ニモ大分心ヲ傾ケテ居ル人ガゴザイマス、併シ斯ウ云フヤウナ検定ヲスル所ガナイ、是ハ矢張リ光ノ波ヲ以テカラニ検査シナケレバナラヌ、其點ニ於テマダ日本デハ商工省ニ、「リミットゲーデ」ノ検定所ト云フモノヲ拵ヘテオ有リニナラヌヤウデス、是ハ國防上甚ダ警戒スペキ點デアツテ、折角拵ヘタ「リミットゲーデ」デアッテモ、ソレヲ十分ニ検定スル機關ガナケレバ效果ガ無イ、殊ニ銳敏ナモノデゴザイマスルカラタダノ所デハ出來ナイ、是等ノ設備ニ付テ如何ニ商工省デハ御考ニナツテ居ルカ、是モ承リタインデアリマスガ、或ハ此中ニ於テ「メートル」第一條ノ中ニ「特ニ便宜アル場合ハメートル法ニ依ルコトヲ得」ト云フコトガ有ルノナカト考ヘラレルノデアリマス、併シ是バ

カリデハナツ、又土地臺帳ヤ貿易品ニ對シ
テハ餘リ「メートル」法ハ用ヲナサナイ、成
程人口ノ六割カ七割カノ農民ガアレバ割合
ニ土地臺帳ト云フモノハ大切ナコトデゴザ
トシテ居ルモノヨリハ最モ簡単ナルモノデ、
單ニ換算デ、掛算ノ運用デ宜イノデアリマス、
併シ土地臺帳ヲ又測量シ直シテ作リ直ス
ナルモノデアリマス、今日我國ガ最モ必要
ニ土地臺帳ヲ作ルノデハナイカト思フ
ト云フコトニナレバ是ハ又別問題デ、掛算
ノモノニハ掛算ヲ運用スルト云フコトダケ
ニシテ土地臺帳ヲ作ルノデハナイカト思フ
ノデアリマス、之ニ尺貫法ヲ用キルト云フ
ヤウナコトニナルト、是ハ又我ニ方デハ
黙ツテ置ケナイコトデヤナイカト思ヒマス、
デ衆議院ニ於テモ一向議論ニ上ボラナカッ
タノハ電氣單位ノコトデアル、是ハ歴史的
ニドウ云フ關係ニアルカ私ハ存ジマセヌガ、
商工省ノ管轄デナクテカラニ、遞信省ノ管
轄ニナツテ居リマスルガ、此電氣單位ナルモ
ノニハ「メートル」法ニ加ヘテ時間ノ單位、
秒或ハ一時間ノ單位、秒或ハ時ト云フヤウ
ナモノガ入ツテ居リマシテ、頗ル複雜ナル單
位デアリマス、或モノハ平方ニ開カナケレ
バナラヌ、或モノハ立方ニシナケレバナラ
ヌ、色ニ複雜ナル關係ニナツテ居リマス、ソ
レデ此電氣單位ナルモノハ、尺貫法ガ用キ
ナルモノノ中ニ「アンペア」デアルトカ、「ヴ
ィギリス」カラ入ツテ、「メートル」法ニ時ヲ
ラレルト云フト、矢張リ但書ノ中ニ入ルヤ
ウナモノニ御考ニナツテ居ルノデアルカ、電
氣單位ハ「フート」、「ボンド」ヲ基トシテ居ル
「オルト」デアルトカ、「ワット」デアルトカ、
「ヘルステッド」デア
「ヘヌリー」デアルトカ、「エルステッド」デア

ルトカ、「マックススウェル」デアルトカ、澤山ノ名前ガアル、ソレハ一向此議題ニハ上ボリマセヌ、是等ヲドウナサル積リデアルカ、非常ナ複雜ナコトニナリマス、電氣單位ダケハ何處ニ行ツテモ同ジモノデアル、世界中共通ノモノデアリマス、殊ニ「フート」、「ポンド」、電氣單位ヲ定メタト云フ所ハ聞キマセヌ、「イギリス」デモ、「アメリカ」デモ同様ニ「メートル」法ニ時間ト云フモノヲ加味シタモノヲ使ツテ居ル次第デ、若シ是ガ又變ヘルト云フコトニナレバ、唯日本一國ダケ其複雜ナルコトハ思遺ラレルノデアリマス、從テ是ハドウシテモ此儘ニ、世界共通ノモノハ矢張リ世界共通ニシテ置キタイ、
「メートル」法ヲ獎勵スルト云フノモ、矢張リ世界共通ニ終ヒニハナルデアラウト云フ豫想ノ下ニヤツテ居ル、「フート」、「ボンド」ト言ツテモ、「アメリカ」ノ「ヤード」ト、「イギリス」ノ「ヤード」トハ違ツテ居ル、若シ學問的ニ言ヘバ是ハ違ツテ居ルト言ハナケレバナラヌ、「アメリカ」ノ「ヤード」ノ方ガ長イ、斯ウ云フヤウナコトガアリマスルノデ、決シテ「フート」、「ボンド」デ「イギリス」ト「アメリカ」ト共通ナリト云フコトハ言ヘナイ、色ニ是ニ付キマシテハ學問的ニハ論ズベキ餘地モアルシ、又工業的ニモ餘程吟味シテシナケレバナラヌ次第デアリマシテ、甚ダ講釋染ミテオカシク思召シタデゴザイマセウガ、私ノ一片ノ考ヲ申述ベマシテ御清聽ヲ汚シタ次第デゴザイマス
〔子爵曾我祐邦君發言ノ許可ヲ求ム〕

シテ政府ニ質問イタシシタイト思ヒマス
○議長(公爵近衛文麿君) 政府ヨリ答辯ガ
アルト思ヒマスカラ、ソレガ濟ミマシテカ
ラデ宜シウゴザイマスカ
○子爵曾我祐邦君 ソレヂヤ其模様ニ依リ
マシテ、御尋スルコトニ致シマス

ノ文化ト歴史的情想トノ向上發展、茲其ノ存續上ヨリ深ク顧念シ、又我財政竝經濟、殊ニ對外貿易ノ現在及將來ヲ洞察シ、更ニ我國農山漁村其ノ他國民生活ノ實狀ヲ鑑觀シ、虛心坦懷討究審議ヲ重ネ、以テ其ノ用フヘキモノハ之ヲ採り、其ノ廢スヘキモノハ之ヲ捨て、眞ニ我國情ニ即シタル度量衡制ノ確立ト其ノ運用ニ付萬慮算ナキヲ期ナレムコトヲ望ム」ト云フコトガ貴族院ノ建議デアリマシテ、ソレデ政府ニ於キマシテ、テハ閣議ニ於テ調査委員會ヲ設ケマシテ、

（政府委員伯爵堀田正恒君演壇ニ登ル）
○政府委員（伯爵堀田正恒君）　海軍大臣ハ
只今豫算總會ニ參ッテ居ラレマスルノデ、私
カラ海軍ノ方ニ付キマシテ御答辯申上ゲテ
置キマス、海軍ノ方ノ立場モ大體陸軍ノ方
ト同ジデゴザイマシテ、御承知ノ如ク永年
「メートル」法ヲ實行イタシテ居リマス、殊
ニ「メートル」法實施後、其實施ニ努力イタ
シテ、可ナリ廣ク實行イタシテ居ルノデゴ
ザイマス、從ヒマシテ本案ガ通過イタシマ
スルト動員計畫、經濟上又實行上、可ナリ
ノ不便ヲ感ズルコトト存ジマス、海軍ト致
シマシテモ幸ニ調査會ガ出來マスル爲ニ、
十分研究シテ見タイト存ジマス

○議長（男爵阪谷芳郎君發言ノ許可ヲ求ム）
（男爵阪谷芳郎君發言ノ許可ヲ求ム）
リ質疑ノ通告ガゴザイマスカラ、其後ニ願
ヒマス、曾我子爵

○子爵曾我祐邦君 只今長岡博士カラ専門上ノ御學說 純學理カラ色ミ御話ガアッタヤ

ウデゴザイマス、而シテソニニ對シテ商工大臣ハ唯商工省トシテノ御話、文部大臣ハ之ヲ内閣ニ於テ斯ウ云フコトニ決マリツツアルト云フコトヲ御話ニナリマシタ、陸軍

大臣及海軍大臣ハ各其陸海軍ノ立場ニ御
答辯ニナツヤウデゴザイマス、私ハ此問題
ニ付テ總理大臣ニ御答辯ヲ煩ヘシタイト思
フノデゴザイマス、昨年ノ議會ニ於キマシ
テ齋藤内閣ノ際ニハ、齋藤内閣ハ明カニ今

日迄ノ「メートル」法ヲ變更スルノ意思ハナ
イ、又商工大臣……松本君デアラレマシタ
カ、矢張リ司様ノ御返答ニナツタコトヘ速

記録ニ明カニ残ツテ居ル所デゴザイマス、本

官報號外 昭和十年二月二十六日

貴族院議事速記錄第十一號 度量衡法中改正法律案 第一讀會

目

マシテハ、私ハ此衆議院ノ決議ト云フモノ付キマシテ、是ガ廻ツテ參リマシタニ付キハ既ニ既定ノ方針ニ向ツテ進ムト云フコトハ、モウ餘程以前ノコトデ、決定サレテ居ルノデゴザイマス、ノミナラズ各小學校ニ於キマシテハ既ニ基本的教育ヲ秩序的ニ行ツテ今日ニ至ツテ居ルノデゴザイマス、唯其外國ノ名稱デアルヤノコトニ於テ、或ヘ地方ノ農村ニ於テ面積ノ言現ハシ方ナドニ慣レナイ者ガアルガ爲ニ、昨年ノ議會ニ於キマシテ五箇年間此實施ヲ延バサウヂヤナカト云フコトニ付テ、政府カ斯ウ云フコトニ定メラレタノデゴザイマス、然ラバ今日ハ五箇年先キニ行ツタナラバ既定ノ方針ニアルガ如クニ進ムベキ道程ニアルモノデアツテ、昨年ノ齋藤内閣ハ明ニ之ヲ宣明シテ居ラレルノデアリマス、然ルニ只今文部大臣ノ御答辯デハ委員會ヲ作ル、此委員會ヲ作ルト云フコトハ貴族院ノ建議案ヲ尊重シテ爲サルト云フ意味デアルヤウニ伺ヒマシテ、斯ク私ハ理解セムトスルモノノデアリマス、唯此問題ニ付キマシテ最近ニ於キマシテ各方面カラ「メートル」法反對ト云フモノノ、或ハ新聞紙ニ類スルモノ、或ハ宣傳「ビル」ノ如キモノ、或ハ雑誌、多々私共ノ手許ニ到著シテ居ルノデゴザイマス、苟モ一國ノ政府ガ長イ間慎重ニ研究ヲシ、幾度カ時ス、其理由ハ人ミニ依ツテ見方ハ違ヒマセ

ウ、併ナガラ私ハ少クトモ私ノ手許ニ入りマスル雑誌、印刷物ニ依リマシテ其感ヲ深クスル者デゴザイマス、如何トナレバ其多クノ雑誌ノ間ニハ、此「メートル」法強制トリヘ甚シキハ日本ノ國體ヲ破壊スルモノノ前提デアルカノ如キ言葉ヲ使テ居ル者ガアルノデゴザイマス、成程最近ニ至リマシテカラハ右傾ト申シマセウカ、一種ノ日本精神ニ立戻ル、我ミハ今日迄終始日本精神ニ居ツタト自分ハ信ズルノデアリマス、然ルニ最近ニ至ツテ日本精神デナカッタ人ガ日本ニ多カツタ見エテ、最近ニ至ツテ日本精神ニ立戻ルトカ、目覺メルトカ……、我ミハ終始自覺メテ居ツタ積リデアル、今日サウ叫バルル所ノ日本精神者ナルモノハ、今日迄日本精神者デナカツタト云フコトヲ白白スルヤウナ感ヲ私ハ持ツノデアリマス、是ハ横路ニ離レタ感想デゴザイマスケレドモ、斯ノ如キ思想ノ擴ガシテ参リマシタコトハ、或ハ忌ムベキ行動ニ現ハレ、或ハ粗暴ナル所ノ行動ニ於テ現レテ居ルト云フコトハ、此日本ノ文明ヲ或ル半面ニ傷ケルコトノ大ナルモノガアルトハ憂フルノデアリマス、斯ノ如ク一國ガ既定セル方針ニ向ツテ進ンデ來ル所ニ、反對論ノ間ニハ之ヲ何故ニ國體ニ結付ケナケレバナラナイカト云フヤウナコトハ、非常ニ憂フベキコトデアリマス、是ハ日本ノ「メートル」法ノ實行ト云フコトハ、果シテ國體ニ影響スルモノデアリ、或ハ日本精神ニ影響スルモノデアツタナラバ、日本ニアア云フ大捷ヲ得ナカツタト云フコトハ言ハヌデモ分ツタ話デアルト思フ

(副議長伯爵松平頼壽君議長席ニ著ク)
マス、日本ノ過去ノ文明ニ於テ、良キモノソ
ニ外國カラ採リ、惡シキモノヲ夫リ、而シ
テソレヲ日本精神ニ於テ消化スルカラコ
ソ、日本ノ今日マデ來マシタ所ノ總テノ文
明ト云フモノハ、是ハ外國カラ入ッテ居ルモ
ノガ多イノデアリマス、佛教ニ致セ、工業
ニ致セ、總テノ過去ノ歴史ヲ翻ツテ見マシタ
ナラバ、滔々我ミガ過去ノ文明ト云フモノ
ハ世界ノ良イモノヲ採入レテ、ソレヲ日本
精神ニ消化シ得天賜モノニ外ナラナイノ
ナラバ、滔々我ミガ過去ノ文明ト云フモノ
トハ、或日本ノモノニ反對ノ氣分モアリ
マスケレドモ、國家全體カラ見テ是ハ便宜
ナモノデアル、若シ「メートル」法ガ國民精神
ニアリマス、「メートル」法ノ實行ト云フコ
トハ、或影響スルモノニアツタナラバ、諸君ノ著テ
居ラレル所ノ羊ノ毛ヲ以テ出來テ居ル所ノ
洋服モ御紛ギニナラナケレバナリマスマ
イ、或ハ高等文官試験ニ英語ノ入ッテ居ル
コトモ間違ヒデアリマセウ、サウ云フヤウ
ナコトニ類シタ、滔々日本デ外國ノ「オリ
ヂン」ト云フモノヲ、元ヲ外國ニ取ッテ居ル
モノヲ排斥シタナラバ、何物ガ日本ニ殘ル
デアリマセウカ、文明ガ日ニ進ミヨニ進ム
時ニ當リマシテハ、外國ノ最モ良イモノヲ
採入レテ之ヲ日本のニ、之ヲ日本精神ニ消
化シテ行クカラコソ、初メテ文明ト云フモ
ノハ茲ニ進ミ、他國ト競争シテ負ケナイコ
リマス、而シテ日本ニ於テハ電氣ナク、瓦
斯ナク、何等科學ナキ時代ニ於テヤリ來タ
ハ、日本ノ工業ノ進歩ニ外ナラナイノデア
モノガ、今日世界ニ齊威ヲ與ヘテ居ルト云

フモノハ、矢張リ外國ノ學問ノ賜モノニ外
ナラナイ、何故ニ昭和七八年頃ニナツテ、外
國ノモノガ日本精神ニ根本ニ於テ觸レルカ
ト云フコトハ、私ハ大ニ疑ハザルヲ得ナイ
ノデアリマス、或ハ新聞雜誌ニハ、斯カル
思想ガ世ノ中ニ擴ガツテ來タト云フコトハ、
一部ノ政治家其他ガ俗論ニ迎合スルノ疑ヲ
與ヘルコトハ、實ニ惜シムベキコトデアル
ト迄極論シテ居ル新聞モ私ハ見タノデアリ
マス、而シテ又或論者ハ公然ト名前ヲ署シ
テ「昭和ノ光」トカ申シマス雜誌ノ中ニ、過
去ニ於テ「メートル」法ヲ制定スルニ當ツテ
ハ、貴衆兩院ニ於テ輕ミシク之ヲ取扱ッタ
ト云フコトヲ斷言セラレタノデアリマス、
是ハ少シク間違ツテ居リハシナイカト思ヒ
マスルノハ、アノ問題ヲ制定スルニ當リマ
シテハ貴衆兩院ハ十分慎重ニ慎重ヲ重ネテ
決議シタ、當時ノ權威アル學者總てヲ集メ
テ決定セラレタノデアリマス、我ミガ先輩
ノ貴衆兩院ニ向ツテ、輕ミシク之ヲ取扱ッタ
言フコトハ、私ハ見解ノ相違トハ申シナガ
ト、甚ダ僭越ナル行動デナカト思フノデ
アリマス、現在ニ於キマンテ既ニ小學校ニ
於テ基本的ノ知識ヲ與ヘ、彼等ハ既ニソレニ
相當ニ知識ヲ持ツテ進ンデ來テ居リマス今
日、我ミガ彼等ガ將來ニ於テ便宜デアル所
ノ罪惡ダト私ハ斷定セムト欲スルノデアリ
シヨン」、其子孫ニ對シテ、我ミガ現在使フ
コトニ不便デアルト云フ意味ヲ以テ之ヲ改
正シ、之ヲ元ニ戻スト云フコトガアリマシ
タナラバ、所謂我ミハ我ミノ次ノ「ゼネレー
ン」法ニ對シテ、我ミガ現在使フ
云フコトガ言ヘルノミナラズ、是ハ一ツ
マス、斯ノ如ク之ヲ論ジマスルト大變長ク
ナリマスガ、私ハ前齋藤内閣ノ時代ニ於キ

マシテ、政府ハ既定方針ヲ變更セズト云フコトヲ此壇上ニ於テ政府ハ宣言セラレマシタ、又各省ノ當局ニ於テモ御宣言ニナリマシタガ、然ラバ現内閣ハ前内閣ト方針ヲ異ニシテ、或ハ變更スル必要アリト認メテ居ルト云フコトヲ御考ニナッテ居ルノデアルカ、或ハ前内閣ト同ジ方針ニ向ツテ自分等ハ考ヘテ居ルト云フコトヲ御答ニナリマスカ、總理大臣ニ之ヲ御尋シ、且又「メートル」法ノ所管ヲ掌ツテ居ラレマス商工大臣ニ御尋シ、又教育上ノ制度ニ直接責任ヲ御持チニナッテ居ル文部大臣ニ其御明答ヲ得タイモノト私ハ思フ、陸海軍ノ御答辯ニ付キマシテハ私ハ諒承イタシマシタ、斯クアルベキコトト私ハ信ズルノデゴザイマス、ソレデ内閣ノ一部々々ノ省ノ御考ハ要リマセヌ、内閣全體トシテ如何ニ之ヲ御取扱ニナル御考ニナッテ居ルカラ伺ヒタイモノト思ヒマシテ、近ク調査會ヲ設置スルコトニ決定イタシテ居ルノデアリマス、ドウカ左様御承知ヲ願ヒマス

○國務大臣(松田源治君) 御答イタ
ス、私ノ御答ハ先程長岡君ニ御答シタ
デアリマシテ、尙ホ私モ申シタ通り、
大臣モ今調査會ヲ設ケテ、サウシテソ
決定スルト云フコトヲ申シテ居リマス
ソレデ御承知ヲ頼ヒマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 阪谷男爵
(男爵阪谷芳郎君演壇ニ登ル)
○男爵阪谷芳郎君
私ハ政府ノ御答辯

シマ
通リ
總理
レバ、是ハ衆議院ノ
ハ思ヒマス、然ラバ
トヲ政府ハ希望シテ
ト本員ハ考ヘマシタ
調査スル、調査スル
ドウモ甚ダ其處ニ疑
私ノ質問ハ、政府ハ
レルヤト云フコトニ
ス(拍手)

諸君ガ大膽過ギクト
此際否決セヨト云フ
居ラレルノデハナイ
ノデ……サウデナイ、
調査ヲ何時スルノカ
間ヲ起シマシタノデ
本案ノ否決ヲ希望セ
付テノ御答辯ヲ願ヒ

私カコノトヨタ、ノラレバアルコトト撞著達ヒガアリマスノ、國際「メートル」百メートルト云フモノヲ煙器ト云フモノヲ煙器ト云フモノヲ煙器ト云フモノヲ煙

若シ帝國ニ公布サレタ原
標準トシテ量ツテ行クコト
是ハ第二條ノ初ニ書イテ
シテ居ル所ガアル、少シク
ナデ、此「メートル」原器ト
原器トノ間ニ違ヒガアル、
レテ居ルモノトノ間ニ違
カ公合ガ悪イト云フコトヲ

ノ所管ヲ掌ツテ居ラレマス商工大臣ニ御尋
シ、又教育上ノ制度ニ直接責任ヲ御持チニ
ナツテ居ル文部大臣ニ其御明答ヲ得タイモ
ノト私ハ思フ、陸海軍ノ御答辯ニ付キマシ

ヲ起シマシタカラ、一應御尋ヲ致シマスガ、
詰リ私ノ趣旨ハ政府ハ此法案ヲ此際否決ス
ルコトヲ御希望デアルカト云フコトデアリ
マス、調査ニ付スルト云フコトデアリマス
ガ、トガニヘ義ニ、ソニニ居シニ、七周

(國務大臣町田忠治君演壇ニ登る)
○國務大臣(町田忠治君) 私ヨリ阪谷男爵ノ御質問ニ對シテ御答シマス、實ハ私共ノ考ヲ申上ガル機會ヲ期待イタシテ居ツテ、御質問ア得ニ士合ニゾアマソフ、表義院ニ

○副議長(松平頼ノイマセヌケレバ、ヲシテ朗讀イタク廿角倉書記官

森君) 他ニ御質疑ガゴザ
特別委員ノ氏名ヲ書記官
ナセマス

ス
テハ私ハ説承イタシマシタ期クアルヘキ
コトト私ハ信ズルノデゴザイマス、ソレデ
内閣ノ一部々々ノ省ノ御考ハ要リマセヌ、
内閣全體トシテ如何ニ之ヲ御取扱ニナル御
考ニナッテ居ルカラ伺ヒタイモノト思ヒマ

カ　今我ミハ講セムトシテ居ルノニ此訓
查會ハ何時御設ケニナルノデアルカ、其調
査會ノ結果ヲ待テ答辯スルト云フ御言葉
デアルノデスケレドモ、議事ハ進行シツツ
アルノデスカラ、此際否決ヲ希望セラルル
譯カドウカト云フコトヲ確メタイ、此「メ

於キマシテ此案ガ出マスル時ニ、政府ト致シマシテハ折角近ク調査會ヲ開イテ再検討スル所ハ再検討スルノデアルカラ、ト云フ意味ヲ以テ此案ノ贊否ノ際ニハ、政府ハ巨對ヲ唱ヘテ置イタ次第アリマス、丁度廣

用	量衡法中已正法行第	別委員
候	爵中御門經恭君	伯爵溝口 直亮君
子爵片桐	貞央君	男爵伊藤 文吉君
赤池	濃君	
田村	新吉君	
水野	甚次郎君	
飛嶋	大橋新太郎君	
	文吉君	

（國務大臣岡田啓介君演説ニ登ル）
○國務大臣（岡田啓介君）曾我子爵ニ御答
イタシマス、曩ニ貴族院ニ於キマシテ度量
衡制度調査會設置ニ關スル建議案ガ提出サ
レマシテ、現内閣ハ此建議案ヲ尊重イタシ

トリック・システムト云フコトハ、是ハ大變
ムヅカシイコトデアッテ、恐ラクハ此議場テ
ハ甚ダ失禮ナロ上デスガ、長岡君カ田中館
君ヨリ外ニハ此事ハ分ラヌ、實ハ今商工大
臣モ答撃ガ出來ナイ、文部大臣モ出來ナイ

○長岡半太郎君 チヨット只今ノ阪谷男爵
ノ御言葉ニ對シマシテ……

○副議長(伯爵松平頼壽君) 質疑デゴザイ

○副議長(伯爵松平頼喜君) 是ニテ一時休憩ヲ致シマス、午後ハ一時三十分ヨリ開會イタシマス

午後零時十六分休憩

マシテ、近ク調査會ヲ設置スルコトニ決定
イタシテ居ルノデアリマス、ドウカ左様御
承知ヲ願ヒマス

ト云フヤウナ御言葉デ、此兩大臣ガ答辯出來ナイナラバ我ミニ分ラヌノハ無理ハナイ、衆議院ガ此案ヲ作ッタノガ私ハ餘リ大膽過

マスカ、何デアリマスカ
○長岡半太郎君 私ハ數字ガ間違ッテ居ルト云フコトハ申シマセヌノデス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 報告ヲ致サセ
午後二時四十九分開會
マス

ギルト思ヒマス、今隣りノ長岡君ニ聽イテ見ルト、此法案デハモウ數字ガ間違ツテ居ル、私ハ何處ノ數字ガ間違ツテ居ルカ自分ニハ分リマセヌガ、度量衡ノ數字ガ間違タヤウナ法律案ヲ制定シタラ國民ハ實ニ迷惑千萬デアル、此位危險ナコトハアリマセヌ、是ハ専門家ノ田中館君カ長岡君ナリニ十分

○副議長(伯爵松平頼壽君) 質疑ト承知シテ御發言ヲ許シマス……政府ニ對スル御質疑アリマスカ……阪谷男爵ニ對シテノ御辯明ト伺ッテ宜シウゴザイマスカ
○長岡半太郎君 ハイ
○副議長(伯爵松平頼壽君) 宜シウゴザイマスカ

本日委員長ヨリ豫算委員第一分科擔當委員
橋本圭三郎君ヲ第五分科兼務委員ニ選定シ
タル旨ノ報告書ヲ提出セリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ午後ノ
會議ヲ開キマス

(男爵菊池武夫君發言ノ許可ヲ求ム)

ルノデゴザイマスカラ、今ココデ以テ直グニ「イタリ」ダケガ賛成シテ吳レタカラト言ッテ、必ズ日本ニ投票ガ集ルトモ極リマセヌノデゴザイマス、私共ガ今茲ニ此建議案ヲ出シマシタノハ、マダ確定モシナイ内カラ出シマスコトハ稍、穩當ヲ缺イテ居此投票ガ行ハレマスコトニナリマスノデ、若シモ此建議ガ通過イタシマスナラバ、此投票ノ上ニ於キマシテモ、非常ニ良キ結果ヲ得ルカト存ジマス、確カ本日カラ「ノールウエー」ニ於キマシテ、而モ「ノールウエー」ノ皇帝陛下御臨御ノ下ニ、各國ノ委員ガ集マリマシテ、色ニナコトヲ議決シ、尙ホ其中ニ此次ノ開催地ノ投票モ行ハレマスノデアリマス、ドウゾ斯ウ云フ風ナ意味デ、少シク極ラヌ前ニ御願スルト云フノハ、筋道ガ違フヤノ嫌モナイデハアリマセヌガ、其邊御説承ヲ願ヒマシテ、若シモ日本ニ開カレマスヤウナコトガアリマスナラバ、政府ニ於カレマシテモ、ドウゾ十分ナル御援助ヲ願ヒタイト思ヒマシテ、此案ヲ出シマシタ次第アリマス、尙ホ東京市ニ於キマシテハ、非常ニ熱心ニ主張サレマシテ、既ニ多額ノ補助金マデ御支出下サルヤウナコトモ仄聞シテ居ルノデゴザイマス、併シ東京市ダケデハ私共ノ方ノ此體育協會ノ如キ極メテ微力ナル團體デアリマスノデ、矢張リ政府ノ大ナル御助力ヲ得マセヌケレバ、此壯舉ガ到底出來ナイト思ヒマシテ、此案ヲ提出イタシマシタ次第アリマス、ドウゾ満場ノ御賛同ヲ得マシテ、此案ノ通過アラムコトヲ御願スル次第アリマス、尙又此機會ニ政府當局ニ於カレマシテ、此建議

案ニ付キマシテノ御意嚮ヲ御伺スルコトガ出来マスナラバ、非常ニ仕合セニ存ジマスカラト云々、是ハ「オリムピック」大會ガマダ極リマセヌケレドモ、此入場料五百圓、大會ガ開カレルヤウダト云フコトデアリマスガ、是ハ「オリムピック」大會ノ意義カラ申シマシテモ、我ガ體育ノ振興ノ上カラ見マシテモ、ソレカラ國際親善ノ上カラ申シマシテモ、將又日本ノ文化ヲ海外ニ宣傳スル上カラ申シマシテモ、意義深キコト考ヘルノデアリマス、幸ヒ東京ニ「オリムピック」大會ガ開カレルヤウニナリマシタナラバ、官民一致シテ此目的ヲ達スルコトニ十分ノ力ヲ盡シタイト思ヒマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 阪谷男爵ヨリ質疑ノ御通告ガゴザイマシタカラ御發言ヲ許シマス

(男爵阪谷芳郎君演壇ニ登ル)

○男爵阪谷芳郎君 私ハ本案ニ別ニ反対ハナイノデゴザイマスガ、私ト致シマシテハ昭和八年ノ三月ニ、時ノ内閣ニ質問イタシテ神武天皇紀元二千六百年ハ昭和十五年ニ當リマスノデ、是ハ實ニ日本國民トシテハ此上モナイ名譽アル時代ニ我ミヘ生レタノデアル、ドウカ此天皇ノ御記念ノ爲ニ、遺憾ナク盛大ナ祝典ヲ舉ゲタイト云フコトヲ申出マシテ、内閣ニ於テ相當ニ調査委員ヲ設ケテ、區々ニナラヌヤウニ、色ニ小切レ画ヲ定メナケレバナラヌガ、萬國博覽會ヲ開クト云フガ如キハ最モ適當ナ施設ト本員ハ考ヘマス、之ニ付テハ本員ハ餘程調ベテハ居リマスルガ、若シ國庫ニ於テ費用ヲ御出しニナルコトガ困難デアルナラバツノ法律ヲ御畫ケニナリサヘスレバ、東京市ナリ民間ノ会社ナリデ五六千萬圓ノ計畫ナラバ十分出来ルト思ヒマス、サウシテ觀光局ノ御方トモ相談イタシテ見マシタガ、今日ノ觀光客アハ、年ニ三萬五千人位アリマスサウデゴザイマスケレドモ、之ヲ大々的ニ日本ニ何カ

ナラバ、五千萬圓ノ金ハ日本ニ落チル譯デアリマスカラ、國際ノ爲替ノ「バランス」ノ上ニ於テモ何等心配スルコトヘナク、殊ニキモノガアリマセヌガ故ニ、改メテ現内閣總理大臣ニ御質問イタシマシタ所、示サレルノ意思アリヤ否ヤト云フコトヲ御尋ね、昨年モ本院カラ檍原宮御修繕ノコトニ付テ、一定ノ方針ヲ定メテ國民ニ云フ御答デアリマシタ、然ルニ内閣ガ變リマシテ、マダ何等内閣ノ施設トシテ見ルベキタルガト云フ意味ヲ質問イタシマシタ所、此建議案ニ付テハ、一定ノ方法ノ上ニ政府ガ特典ヲ與ヘルナラ、譯ナク是ハ出來ルコトデアラウト本員ハ此建議ガ出マスルト、斯クノ如クニ出マスルコトハ結構デアリマスケレドモ、事柄ガ切レ切レニナッテ、思ヒ付キニ一ツ宛ヤルト云フコトニナリマスト、其結果遂ニ盛大ニ事ヲ行ハレヌト云フヤウナ虞ガアリハシナカ、本員ト致シマシテハ昭和十五年ノ二千六百年ヲ祝スルニハ、獨リ日本バカリデナク世界的ニ此祝典ノ意味ヲ擴張イタシタノデアリマス、ソレガ爲ニハ大々的ニ計畫ヲ定メナケレバナラヌガ、萬國博覽會ヲ開クト云フガ如キハ最モ適當ナ施設ト本員ハ考ヘマス、之ニ付テハ本員ハ餘程調ベテハ居リマスルガ、若シ國庫ニ於テ費用ヲ御出しニナルコトガ困難デアルナラバツノ法律ヲ御畫ケニナリサヘスレバ、東京市ナリ民間ノ会社ナリデ五六千萬圓ノ計畫ナラバ十分出来ルト思ヒマス、サウシテ觀光局ノ御方トモ相談イタシテ見マシタガ、今日ノ觀光客アハ、年ニ三萬五千人位アリマスサウデゴザイマスケレドモ、之ヲ大々的ニ日本ニ何カ又御調ニナッテ居ル模様ヘドウ云フ風ニナッスノハ、最早段々時日ハ切迫シテアト五年程シカナインデアリマスノデ、政府ガ御調ニナッテ居ルノカ、御調ニナッテ居ラヌノカ、又御調ニナッテ居ルノカ、其邊ノコトニ付テ一定ノ計畫ヲ御示シ下サルヤウニ希望イタスノデアリマスガ、其事ヲ質問イタシマス、本案其モノニ付キマシテハ何等異存ハゴザイマセヌデ、無論贊成ヲ表シマス

(國務大臣岡田啓介君演壇ニ登ル)

○國務大臣(岡田啓介君) 阪谷男爵ノ御尋ニ御答イタシマス、皇紀二千六百年ヲ祝スアルガト云フ意味ヲ質問イタシマシタ所、此機會ニ政府當局ハ至極贊成デアルト付テ五百圓宛日本デ消費スルト假リニシタ日本ニ引クコトガ出來ルガ、此人ガ一人ニアル、然ラバ先ヅ十萬人ノ外國ノ觀光客ア

尋デアリマスト思ヒマス、政府トシテモ此點ニ對シマシテハ研究イタシテ居リマスノ

デ、モウ大分時期モ迫ツテ參リマシタノデ、追ツテハ委員ヲ拵ヘテ統一アリ意義アル方

法ヲ考ヘタイト思ツテ居リマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 有馬伯爵ヨリ贊成ノ御意見ニ付キ御通告ガゴザイマシタカラ、有馬伯爵ニ發言ヲ許シマス

コトハ申ス迄モゴザイマセヌガ、同時ニ日本國威ヲ發揚スルト云フコトハ全般的ニ、競技ノミデナシニ全體ヲ通ジテ我ニガ

考ヘナケレバナラヌコトデアルト思フノデアリマス、ココデ私共日本ノ國民トシ、又

一面東京ノ市民ノ一人ト致シマシテ、此「オリムピック」ノ大會ガ東京ニ開カレテ、ソ

レガ完全ニ遂行サレテ、好キ結果ヲ舉ゲルト云フコトガ、私共國民トシ又市民ト

シテノ一つノ責任デアリ、義務デアルト思フノデアリマス、サウ云フコトヲ考ヘマシ

タル時ニ、現在ノ東京ト云フモノガ此「オリムピック」ノ大會ヲ開クト云フ、之ニ

タルモノノデアルカドウカト云フコトニ付

テ、甚ダ私ハ憂慮ニ堪ヘナイモノガアル

ノデアリマス、此席ニハ嘗テ市會議長デアラレタ方モアアルシ、市長デオイデニナッタ方

モアルシ、又助役ヲ御勤メニナッタ方モアル

シ、東京市政ノコトニ付テハ私ナドハ何モ知ラナイノデアリマス、詳シク其内容ヲ御

存ジノ方々ガオイデニナリマス、私共ハ單ニ新聞ヲ通シテ東京市ノ内情ト云フモノヲ知ルニ過ギナイノデアリマス、併シ私共東ナリマシタヤウニ、日本ノ運動競技方僅力述ベタイ意味ニ於キマシテ此席ヲ汚スヤウスルト同時ニ、政府ニ對シテ要望イタシタルノデアリマス、只今平沼君カラ御述ニイコトガ一ツアルノデアリマス、ソレヲ申スル同時ニ、政府ニ對シテ要望イタシタルノデアリマス、只今申上ゲマシタヤウニ、此

タルヤニ再び來ルカ來ナイカ分ラナイヤウナ、美シイ立派ナ

モノニシタイト云フコトヲ、私共ハ熱望シ

此絶大ノ名譽ヲ負フ機會ニ於キマシテ、私

共ハ東京市ト云フモノヲ此「オリムピック」

デアリマス、只今申上ゲマシタヤウニ、此

我ミニ再び來ルカ來ナイカ分ラナイヤウナ、美シイ立派ナ

モノニシタイト云フコトヲ、私共ハ熱望シ

此絶大ノ名譽ヲ負フ機會ニ於キマシテ、私

共ハ東京市ト云フモノヲ此「オリムピック」

デアリマス、只今申上ゲマシタヤウニ、此

我ミニ再び來ルカ來ナイカ分ラナイヤウナ、美シイ立派ナ

モノニシタイト云フコトヲ、私共ハ熱望シ

此絶大ノ名譽ヲ負フ機會ニ於キマシテ、私

ナレバ、我ニハ日本國民トシ、又市民トシテ非常ニ責任ヲ感ゼザルヲ得ナイノデアリマス、私ハ政府ガ此舉ニ對シテ贊意ヲ表サ

テ、絶大ノ援助ヲサレルコトハ誠ニ結構

ダト思ヒマスガ、先般來都制ヲ布イテ、サ

ウシテ東京市ノ淨化ヲ期スルト云フノデアリマスガ、此事ガ前々カラ考ヘラレ、又叫

バレテ居ルノデアリマス、併シ不幸ニシテ今日尙ホソレガ實現シテ居リマセヌ、私ハ市制

トカ或ハ都制トカ云フコトニ付テ詳シク知

ル者デモアリマセヌシ、又ソレニ對シテ意

見ヲ述ベヤウスル者デモアリマセヌガ、從

來ノ東京市ノ内情ト云フモノガ餘リ良イト

ハ言ハレナカッタ、サウシテ都制ヲ布クコト

ニ依ッテソレガ非常ニ良キモノニナルト云

トコトダケハ、私共常識的ニ考ヘラレルノ

デアリマス、只今申上ゲマシタヤウニ、此

我ミニ再ビ來ルカ來ナイカ分ラナイヤウナ、美シイ立派ナ

モノニシタイト云フコトヲ、私共ハ熱望シ

此絶大ノ名譽ヲ負フ機會ニ於キマシテ、私

共ハ東京市ト云フモノヲ此「オリムピック」

デアリマス、只今申上ゲマシタヤウニ、此

我ミニ再ビ來ルカ來ナイカ分ラナイヤウナ、美シイ立派ナ

モノニシタイト云フコトヲ、私共ハ熱望シ

此絶大ノ名譽ヲ負フ機會ニ於キマシテ、私

共ハ東京市ト云フモノヲ此「オリムピック」

デアリマス、只今申上ゲマシタヤウニ、此

我ミニ再ビ來ルカ來ナイカ分ラナイヤウナ、美シイ立派ナ

モノニシタイト云フコトヲ、私共ハ熱望シ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 全會一致ト看做シマス、全會一致可決イタシマシタ

第十九迄ノ各請願、會議、全部一括イタシマシテ問題ニ供シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第八ヨリ

第二期林野治水計畫實現促進ニ關スル意見書案件

三重縣安濃郡河內村農落合政次郎外

七千八百七十六名呈出

島根縣山林會會長松島源造外四名呈

出靜岡縣加茂郡宇久須村長鈴木美之

外二萬七千六百七十七名呈出

右ノ請願ハ洪水氾濫ノ主因ヲ爲ス荒廢林

野ニ對スル治水計畫ハ昭和九年度ヲ以テ第一期事業終了ノ豫定ナルモ尙繼續急施

ヲ要スルモノ及新規施設ニ俟クサルヘカラ

サルモノ尠カラサルニ依リ速ニ第二期治

水計畫ヲ樹立シラレ他面疲弊セル農山村ノ經濟ニ寄與スルヤウ其ノ内容ヲ擴充シ

テ昭和十一年度ヨリ實施セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇ス

ヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

島根縣山林會會長松島源造外四名呈出

内閣總理大臣岡田啓介殿

森林火災保險國營ノ件

貴族院議長 公爵近衛 文麿

意見書案

林奨励上最必要ナル幼齡林ヲ嫌忌スルハ

森林業ノ安全並金融上甚遺憾ナルニ依リ

森林火災保険國營ノ制度ヲ確立セラ

速ニ森林火災保険國營ノ制度ヲ確立セラ

レタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大

體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院

法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

戰公傷病死者並傷痍軍人ノ遺族扶助料ニ關スル件

岐阜縣揖斐郡大和村大字上南方千四百二十番地平民農太田與三助外三十名呈出

福島縣雙葉郡大堀村大字大堀字後畠八名呈出

右ノ請願ハ戰死者、公傷病死者及戰公傷痍者ノ遺族ニシテ生活上窮境ニ陷レル者アルハ國民思想涵養上甚遺憾ナルニ依リ其ノ扶助料ヲ増額シ以テ其ノ生活ヲ安定セシムルト共ニ恩給法實施以前死亡ノ戰公傷者ニ對シ死亡當時同一戸籍内ニ在リタル寡婦ニモ亦扶助料ヲ支給セラレ且傷病年金受給者並戰地ニ於ケル公務傷病者ヲ優遇セラル等請願人等所案ノ如ク恩給法ヲ改正セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案
能生漁港修築ニ關スル件

新潟縣西頸城郡能生町長高鳥順作外十六名呈出

右ノ請願ハ新潟縣西頸城郡能生町地内能生漁港ハ往古ヨリ附近唯一ノ避難港ニシテ全國最初ノ國庫補助漁船避難港ニ指定セラレ其ノ修築工事ハ今ヤ完成ノ域ニ到達セルモ本港ノ實績ニ鑑ミルニ未完備ヲ期シ難ク請願人等所案ノ如ク補強工作ヲ施行シ以テ當地方漁業上ノ利得ノミナラス裏日本一帶ノ漁業發展ヲ促進セシムル

ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト

爲再度國庫補助ヲ仰キタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト

ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト

ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

福島縣雙葉郡大和村大字大堀字後畠八名呈出

右ノ請願ハ戰死者、公傷病死者及戰公傷痍者ノ遺族ニシテ生活上窮境ニ陷レル者アルハ國民思想涵養上甚遺憾ナルニ依リ其ノ扶助料ヲ増額シ以テ其ノ生活ヲ安定セシムルト共ニ恩給法實施以前死亡ノ戰公傷者ニ對シ死亡當時同一戸籍内ニ在リタル寡婦ニモ亦扶助料ヲ支給セラレ且傷病年金受給者並戰地ニ於ケル公務傷病者ヲ優遇セラル等請願人等所案ノ如ク恩給法ヲ改正セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案
函館港ニ港務部設置ノ件

北海道函館市長坂本森一外四名呈出

右ノ請願ハ函館港ハ北門ノ鎖鑰ナルノミナラス本邦屈指ノ開港ニシテ貿易亦殷盛ヲ極ムルニ拘ラス同港ノ施設ハ未船舶ノ航行、碇繩等之カ安全ヲ期シ難ク爲ニ海難事故頻繁ナル等港灣行政上甚遺憾ノ點アルニ依リ速ニ函館稅關ニ港務部ヲ新設シ以テ同港ノ經濟的利用ノ促進ト貿易ノ進展トニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

福島縣南會津郡旭田村落合ニ停車場設置ノ件

福島縣南會津郡旭田村長佐藤廣吉外十三名呈出

右ノ請願ハ福島縣南會津郡旭田村大字落合ニ停車場ヲ設置スルハ獨リ會津ノ寶庫ト稱セラルル同地方ノ森林開發上ノミナラス豊富ナル物資ノ集散上亦貢獻スルトコロ大ナルニ依リ之ヲ實現セラレタク尙所要ノ土地及建物ノ材料等ハ地元町ヨリ寄附スヘシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

東京市麹町區丸ノ内二丁目二番地丸ノ内ビルヂング四階酒造組合中央會副會長中道卯之助呈出

東京市麹町區丸ノ内二丁目二番地丸ノ内ビルヂング四四七區東京府酒造組合聯合會會長小澤太平呈出

山形縣南置賜郡鶴田村酒造業濱田宮

橋外二千三百四十七名呈出

東京市中野區本町通五ノ三一平民西

田一信外一名呈出

廣島市京橋町七十五番地商保田七兵

衛外千六十五名呈出

大阪市北區緋屋町十三番地會社員泉

谷宗兵衛外四十九名呈出

右ノ請願ハ飲酒ハ古來儀禮並慰安上效果アルニ拘ラス單ニ過飲ノ弊害ノミヲ標榜シテ之ヲ禁止セムトシ殊ニ二十歳乃至二十五歳ノ者ニ對シテモ亦未成年者飲酒禁止法ノ改正法律案ヲ提出セムトスルハ甚

止法ノ改正法律案ヲ提出セムトスルハ甚

ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法

遺憾ナルニ依リ同法律ハ之ヲ否決セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

福島縣南會津郡旭田村落合ニ停車場設置ノ件

福島縣南會津郡旭田村長佐藤廣吉外十三名呈出

右ノ請願ハ福島縣南會津郡旭田村大字落合ニ停車場ヲ設置スルハ獨リ會津ノ寶庫ト稱セラルル同地方ノ森林開發上ノミナラス豊富ナル物資ノ集散上亦貢獻スルトコロ大ナルニ依リ之ヲ實現セラレタク尙所要ノ土地及建物ノ材料等ハ地元町ヨリ寄附スヘシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

東京市麹町區丸ノ内二丁目二番地丸ノ内ビルヂング四階酒造組合中央會副會長中道卯之助呈出

東京市麹町區丸ノ内二丁目二番地丸ノ内ビルヂング四四七區東京府酒造組合聯合會會長小澤太平呈出

山形縣南置賜郡鶴田村酒造業濱田宮

橋外二千三百四十七名呈出

東京市中野區本町通五ノ三一平民西

田一信外一名呈出

廣島市京橋町七十五番地商保田七兵

衛外千六十五名呈出

大阪市北區緋屋町十三番地會社員泉

谷宗兵衛外四十九名呈出

罹災救助基金法附則ノ適用繼續ニ關スル件

東京市澁谷區大和田町九十六番地平

民丸山鶴吉外五名呈出

右ノ請願ハ罹災救助基金法附則ハ救助基
金ノ利息ノ一部ヲ以テ窮迫セル社會事業

ヲ助成シ且救濟土木事業費等必要ノ經費
ニ充ツルノ趣旨ナルヲ以テ災害相次キ不
況未去ラサル現下ノ實情ニ於テハ社會事

業上同附則ハ尙昭和十一年度以降財界ノ
常態ニ復スルマテ繼續適用セラレタシト
ノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇

スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十
五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

罹災救助基金法附則ノ運用ニ關スル件

東京市澁谷區大和田町九十六番地平
民丸山鶴吉外五名呈出

右ノ請願ハ罹災救助基金法附則ハ救助基
金ノ利息ノ一部ヲ以テ窮迫セル社會事業
ヲ助成シ且救濟土木事業等必要ノ經費ニ
充ツルノ趣旨ナルニ拘ラス實施以後ノ實

情ヲ觀ルニ基金利子ノ大部分ヲ土木事業
費ニ充テ私設社會事業ノ助成ニハ極メテ
會事業ノ助成ヲ主トシテ其ノ機能ヲ十分

ニ發揮セシメ救濟土木事業ハ已ムヲ得サ
ル限度ニ止ムルヤウ圖ラレタシトノ旨趣

ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキ
モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ
依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイモ
ナト看做シマス、次會ノ議事日程ハ、本院
義報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、是ニテ散會
イタシマス

午後二時十五分散會

意見書案

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

地方財政調整交付金制度設定ノ件

福島縣岩瀬郡西袋村長山寺改助外八
十七名呈出

長野縣埴科郡屋代町長野縣埴科郡町
村長會長堀内麟三呈出

右ノ請願ハ地方財政ノ緩和ヲ圖リ國民負
擔ノ均衡ヲ保持スルハ當ニ刻下當面ノ喫
緊要務タルヲ確信スルヲ以テ地方自治體
トノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

告通リ、採擇イタシテ御異議ゴザイマセヌ
カ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイモ
ナト看做シマス、次會ノ議事日程ハ、本院
義報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、是ニテ散會
イタシマス

午後二時十五分散會

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイモ
ナト看做シマス、次會ノ議事日程ハ、本院
義報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、是ニテ散會
イタシマス

午後二時十五分散會

意見書案

町村特別稅段別割ニ關スル法律改正ノ
件

東京市赤坂區溜池町一一番地全國山林
會聯合會會頭男爵小畠大太郎呈出

右ノ請願ハ山林ニ對スル特別稅段別割ハ
他ノ地目ノ夫ニ比シ負擔苛重ノ爲山林所
有者ノ被ル打擊甚大ナルモノアルヲ以テ
明治四十一年法律第三十七號地方稅制限
ニ關スル法律ヲ改正セラレタシトノ旨趣

ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキ
モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ
依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

全部委員長報

貴族院議事速記録第十號正誤

同	九四	同	同	九三	同	九〇	同	九二	同	八九	頁
三	一	三	同	同	四	二	同	四	二	二	段
二七	二	二五	一	三	同	二	三	三〇	一八	行	誤
居ル、人民	某	天皇	ニナリ	天皇	ニナリ	之ヲ	暴	關明	之ガ	捧	正
ノ如キモ人民	太田君カラ	國家	ソグソニ	風ニシ	鮮明	之ガ	風ニ	關明	之ガ	棒	正
算	マス	デアリ	ソグザック	凱切	要斯	要斯	確切	要斯	要斯	要斯	正